

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

秋田県 最低賃金

令和5年
10月1日から
時間額

897 円

前年比
44円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
秋田労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



秋田労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

※1
確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

※1 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

※2 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大600万円を助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)

相談
無料

働き方改革 進めてみませんか？



時間外労働について

・2023年4月
中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられました

・2024年4月
自動車運転の業務、建設事業等に時間外労働の上限規制が適用されます

同一労働同一賃金ってなに？

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

法改正に合わせた就業規則の見直し

ハラスメント防止対策がしたい！

育児・介護休業を取りやすくしたい

労務に関するお困りごとは「秋田働き方改革推進支援センター」
にご相談ください！みなさまの会社をお手伝いします！

センターへの
来所・電話・
メールでの
相談



専門家が
企業に訪問

社会保険労務士が
企業にお伺いして
支援を行います。



その他の支援内容

セミナーの開催
セミナーの講師派遣
相談会の相談員派遣
出張相談会の実施



貴社のニーズに合わせて対応いたします。まずは下記までご相談ください。

秋田働き方改革推進支援センター



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel : 018-865-5335 (有料)
【受付時間】 平日 9:00~17:00

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL support@hatarakikata.akita.jp

FAX 018-823-3883

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html>



相談方法

- ・ 専門家の個別訪問・オンラインによる相談
土日や夜間を含め、ご希望をうかがいます
- ・ フリーダイヤルによる電話相談（0120-695-783）
- ・ 来所による相談 住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・ メールによる相談 返信は上記時間帯となります



秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名		住所	〒 -			
ご担当者	部署名： 氏名：	労働者数	正規雇用者： 非正規雇用者：	人 人	業種等	業種： 資本金： 万円
連絡先	TEL（ - - ） FAX（ - - ）	MAIL				

■メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？ はい いいえ

■ご希望のご相談方法に☑をつけてください。 個別訪問 オンライン センター来所 メール

■令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）において、秋田働き方改革推進支援センターの利用は初めてですか？

- 初めて センターへ行って相談したことがある 電話やメールで相談をしたことがある
 個別訪問やオンラインの支援を受けたことがある（ 回） セミナーに参加したことがある その他

■貴社に参与している社会保険労務士はいますか？ いる いない

■今回相談したい内容についてお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）

- 労働時間等の労務管理（休日・休暇） 同一労働同一賃金 生産性向上による賃金引上げ 助成金の活用
 就業規則他諸規定、各種労使協定 労働条件管理全般 人手不足解消・人材募集・育成、教育訓練
 賃金、賞与、退職金制度 職場環境、労働安全衛生 退職、定年再雇用、解雇等 テレワーク
 労働紛争、セクハラ、パワハラ等 育児・介護両立支援 ストレス（メンタル）チェック モチベーション
 無期転換・正社員転換制度 その他（ ）

■すでに取り組んでいる内容についてもお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）

（以前の申込時にご記入いただければ、回答は不要です）

- 長時間労働の削減関係 年次有給休暇など休暇の取得促進関係
 労働時間制度関係（変形労働時間制、フレックスタイム制など） 非正規雇用労働者の待遇改善関係（同一労働同一賃金など）
 業務改善関係（生産性向上など） 賃金引上げ関係
 人手不足対策関係 助成金の活用関係
 その他の働き方改革関係

よろしければ、お取り組みの内容についてご記入ください。

（ ）

■相談時に伝えたいことや、その他のご要望等がございましたらご記入ください。

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日	申込書送信	担当者	月 日
R5様式	訪問予定日時 月 日 :	集計表入力	担当者	月 日	建設・情報サービス 総合窓口対応案件	該当・非該当	

業務改善助成金の制度が拡充されました！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

1. 業務改善助成金とは

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

（最大600万円）

2. 拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場に拡大
されました

[秋田県の場合]

～9月30日

事業場内最低賃金が903円以内

10月1日～

事業場内最低賃金が947円以内

② 賃金引き上げ後の申請



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日まで
に賃金引き上げを実施していれば、
賃金引き上げ後でも申請可能となり
ました（※）

③ 助成率区分の見直し

900円未満

9/10

900円以上
950円未満

4/5
(9/10)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

※ 賃金引き上げに当たっての注意点

・地域別最低賃金の発効に対応して
事業場内最低賃金を引き上げる場
合、**発効日の前日**までに引き上げ
ていただく必要があります

発効日の前日（9月30日）まで
に事業場内最低賃金の引き上げ
（853円→897円）を完了

対象！

発効日の当日（10月1日）に
事業場内最低賃金の引き上げ
（853円→897円）を実施

対象外

ただし、10月1日以降に引き上げた場合でも、要件を満たすように発効日前に遡って追加の引き上げを行い、差額が支払われた場合は対象となります（上記②に該当する場合）

3. 助成対象

- ・生産性向上に資する設備投資等が対象です
設備・システム導入費（設置工事費等を含む）、専門家のコンサルティング費、店舗改装費等
- ・コロナ禍で特に影響を受けている事業者、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（裏面4の「特例事業者②③」）については、以下の経費も対象となります
 - ・乗用自動車及び貨物自動車（乗車定員7人以上又は200万円以下）
 - ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
 - ・生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）

4. 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります）

ご不明点があれば、秋田労働局雇用環境・均等室までお尋ねください

5. 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

6. 参考ウェブサイト

・厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています

業務改善助成金

検索



・最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています

最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。（受付時間 平日8:30～17:15）

秋田労働局雇用環境・均等室 TEL：018-862-6684

業務改善助成金コールセンターTEL：0120-366-440